

沿岸広域振興局長告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和5年2月3日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

- 1 路線名 宮古岩泉線
- 2 供用開始の区間 宮古市館合町23番4地先内
- 3 供用開始の期日 令和5年2月3日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 令和5年2月3日から同年3月3日まで